

消防育英事業 の ご案内



公益財団法人 消防育英会

消防育英事業の特色



消防育英会の
奨学金は
貸与ではなく、
給付なので
返済は不要です



小学生から
中学生、高校生、
大学生等
までが対象です



小・中・高・
大学等に
進学する際には
入学一時金が
給付されます



殉職・重い障害の
消防団員・
消防職員と
一般協力者の
子弟が対象です



消防育英会の沿革



地域の安全のため、郷土愛に燃え、日夜、水火災等各種の災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、身を挺して防災活動に励む消防職団員が公務により死亡したり、重度障害を負うケースが毎年発生しています。また、一般国民の中にも消防活動に協力して、死亡したり、重度障害を負う方々がおられます。これらの災害者のご遺族にとって最もご苦労が大きいのは、その子、孫及び弟妹（以下「子弟」という。）の教育で、経済的理由などにより修学が困難な場合の対策が重大な課題となっていました。

そこで、これらの遺児等のために育英制度を確立することは、消防業務に日夜挺身する消防職団員等の士気のために欠かせないとの観点から、各方面の深い理解と関係者の熱意に支えられ、昭和42年9月に財団法人消防育英会が設立され、昭和43年1月に業務を開始しました。

基本財産は、全国の消防団員及び消防職員の拠出金のほか全国知事会、全国市長会、全国町村会等からの助成金並びに財界及び篤志家からの寄付金など各方面からのご理解あるご援助、ご協力によって得られたものです。

平成23年3月11日の東日本大震災においては、極めて多数の消防団員、消防職員等の殉職者が生じ、これに伴う消防殉職者の遺児が177名にも上り、大幅に財源が不足する状況になりました。このため、東日本大震災消防殉職者の遺児育英を目的とした「東日本大震災消防殉職者遺児育英奨学基金」を設立し、広く一般の方々や企業に寄付をお願いし、消防殉職者遺児への奨学金の確保に努めてきました。

この後、消防育英会は、公益法人制度改革に伴い、平成24年8月に公益財団法人に移行し今日に至っております。

消防育英会の目的



消防育英会は、消防活動に従事し、または協力したため災害を受けて死亡し、または障害の状態となった者及び消防職員又は消防団員で、公務により死亡し、又は障害の状態になった者の子弟が、品行方正、学術優良でありながら、経済的な理由により修学困難なとき、それらの子弟に対する学資の給与その他育英上必要な事業を行うことにより青少年の健全な育英及び災害による被害者の支援に寄与し、もって国民生活の安全安心に資することを目的としています。

会報の発行



奨学生や保護者の皆様への情報提供や育英会の活動を広く、関係の皆様を紹介するために、会報『消防育英』を発行しています。



奨学生懇談会の実施



小学生、中学生及び高校生の奨学生を対象に、保護者等も参加する形で、年1回『奨学生懇談会』を開催し、相互に励まし合い、明るく健全に成長するよう情報交換と交流を行っています。

奨学金等の対象者



奨学金等の対象者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し(4)及び(5)の要件にあてはまる子弟（子、孫、弟妹）です。奨学生になるための申請手続きに基づいて奨学生選考委員会で審査し採否を決定します。

- (1) 一般協力者（消防活動に従事し、又は協力した者）で災害を受けて死亡し、又は災害を受け非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第2に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害を有する者で、消防法第36条の3の規定に基づく条例の適用を受けて、損害補償の決定のあった者の子弟であること。
- (2) 消防団員で公務上の災害を受けて死亡し、又は公務上の災害により非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第2に定める第1

級から第7級までの等級に該当する身体障害を有する者の子弟であること。

- (3) 消防職員で公務上の災害を受けて死亡し、又は公務上の災害により地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害を有する者の子弟であること。
- (4) 一般協力者、消防団員又は消防職員が災害を受けたとき、主としてその者の収入により生計を維持していた子弟であること。
- (5) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、大学（短大を含む）及び大学院に在学している子弟であること。

奨学金及び入学一時金の給付



奨学金は、大学院、大学、高等学校又は高等専門学校等に在学する奨学生に対しては学資金として、中学校及び小学校に在学する奨学生に対しては学用品購入費として、所定の給付を行うものです。

奨学金は、奨学生として採用されてから、その奨学生が在学する学校の正規の最短修業時期まで、給付します。

入学一時金は、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院及びこれらに相当する学校に進学するそれぞれの段階で、所定の給付を行うものです。

奨学金の一覧表



奨学金（月額）			入学一時金 （学校進学時）
小学生		11,000円	60,000円
中学生		12,000円	60,000円
高校生	自宅通学	20,000円	60,000円
	自宅外通学	27,000円	
大学生	自宅通学	33,000円	140,000円
	自宅外通学	47,000円	
大学院生	自宅通学	33,000円	140,000円
	自宅外通学	47,000円	

消防育英会の組織図





消防育英会へのご寄付について

消防育英会におきましては、災害等により殉職された消防職員や消防団員等の遺児の皆さんに対して、奨学金を差し上げておりますが、近年の低金利によって基本財産の運用利回りが減少し、毎年資金不足が生じております。

つきましては、消防遺児に対する育英奨学事業に、ご支援のご意向をお持ちの方は、誠に恐縮ですが、ご寄付をお願いいたします。

※このご寄付につきましては、税額控除等の税制上の優遇措置の対象とされております。

ご寄付の方法

ご寄付の方法については、下記のいずれかの口座への振り込み、現金送付又は持参をお願いいたします。

なお、大変恐縮ですが、振込手数料はご寄付者様のご負担をお願いいたします。(領収書等が必要な方は、消防育英会ホームページの『寄付金申込書』の活用をお願いいたします。)

寄付金の振込先

1 リソナ銀行・東京公務部（銀行コード0010・支店コード295）

口座名：公益財団法人消防育英会【ザイ）ショウボウイクエイカイ】

口座番号：普通預金 6103645

2 ゆうちょ銀行（金融機関コード9900）

口座名：公益財団法人消防育英会【ザイ）ショウボウイクエイカイ】

(1) ゆうちょ銀行から振り込む場合の口座番号

記号 10120 番号 80232731

(2) 他の銀行等から振り込む場合の口座番号

店名 〇一八（ゼロイチハチ） 店番 018

預金種目 普通預金 口座番号 8023273



ご寄付に対する税の優遇措置

1 個人が支出する寄付金

消防育英会は内閣府から税額控除を適用できる法人である旨の認定がなされていますので、寄付金につきましては、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な控除が受けられます。

2 法人が支出する寄付金

会社などの法人が当会に対して支出した寄付金については、一般寄付金の損金算入制度とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。



消防育英会支援自動販売機設置のお願い

消防育英会支援自動販売機は、育英会の運営資金を補うための事業で、総務省消防庁をはじめ、消防大学校、全国の消防本部、消防団、消防関係企業等に設置されています。

事業の仕組み

この事業は、消防のロゴの入った自動販売機を設置していただくと、その売上げの一部（原則1本2円）が飲料水等販売業者を通じて消防育英会に寄付されるものです。

なお、飲料水の販売価格は、従来の価格を変えずに設置することができます。

消防育英会支援自動販売機の設置について、ご協力をお願いいたします。

※設置を検討されたい場合は、消防育英会ホームページの「お問い合わせ」又は電話（下記）によりご連絡ください。



公益財団法人 消防育英会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16

日本消防会館 7 階

電話 03(6263)9748 FAX 03(6263)9863

E-mail: ikueikai@nissho.or.jp

https://www.shobo-ikueikai.or.jp



本会の奨学金は、「基本財産」の運用収益と「公益財団法人 JKA」からの補助金及び篤志家からの寄付金により給付しています。